

個人情報ファイル簿（単票）

令和5年7月14日作成

個人情報ファイルの名称	住民情報ファイル（軽自動車税）	
市の機関の名称	角田市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部 税務課	
個人情報ファイルの利用目的	軽自動車税の賦課にあたり、登録されている車両を把握するため	
記録項目	1 標識番号、2 車種、3 取得日、4 課税区分、5 使用者住所、6 使用者氏名、7 生年月日、8 所有者住所、9 所有者氏名、10 所有形態、11 主たる定置場所、12 車両情報、13 初年度検査年月、14 営業用・自家用の区分、15 口座、16 税額、17 障害情報	
記録範囲	各年4月1日現在、本市に登録されている車両	
記録情報の収集方法	住民基本台帳、軽自動車税申告書兼標識交付証明書、口座振替依頼書	
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	地方税共同機構	
開示請求等を受付する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部 総務課 総務係	
	(所在地) 981-1592 角田市角田字大坊 41	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) →紙媒体の有無(政令第21条第7項に該当するファイル) <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル(手作業)処理ファイル)
備 考		